

ガイドボランティア活動のための保険のご案内

南区移動情報センターでは、ガイドボランティア活動の補償のために、「福祉サービス総合補償」に加入しています。当活動における補償は保険の範囲内とさせていただきますので、ご了承のうえ活動にご参加いただきますよう、お願いいたします。

(ご案内の内容は令和5年3月現在のものです。今後、変更となる場合もございますので、ご了承下さい)

1. 補償内容

死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払している場合は、その金額を差し引いてお支払します。	1,080万円	
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡保険金額の4~100%をお支払いします。ただし、お支払する後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡保険金額を限度とします。	1,080万円 (限度額)	
入院保険金日額	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	8,000円	
手術保険金	入院中の手術	事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。(一部対象外あり)	80,000円
	外来の手術		40,000円
通院保険金日額	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	5,000円	
対人・対物賠償	利用者や他人の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合を補償します。	1億円	

2. 保険金をお支払できない主な場合

- ・ 故意または重大な過失
- ・ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ・ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ・ 脳疾患、疾病または心神喪失
- ・ 妊娠、出産、早産または流産
- ・ 外科的手術その他の医療処置
- ・ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ・ 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの
- ・ 頸部症候群（むちうち症）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ・ 登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、航空機操縦、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
- ・ 自動車、原動機付き自転車等による競技、競争、興行の間の事故 など

※自動車による事故は、活動従事者自身のケガのみが対象となり、対人・対物事故などの賠償責任については対象となりません。(自動車保険での補償となります。)

3. 感染症補償について

ガイドボランティア活動が要因となり感染症に発症した場合については、以下の内容について補償がされています。(福祉サービス総合補償 感染症の補償)

感染症死亡補償金	補償対象者が感染症を発症し、その直接の結果として発症日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は感染症死亡補償金が補償対象者の法定相続人に支払われます。	100万円
感染症入院補償金	補償対象者が感染症を発症し、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ入院した場合は、入院した日数に応じて右に記載の金額を補償対象者に支払います。ただし、発症日からその日を含めて180日以内に入院した場合に限ります。	(1)15日以上入院⇒5万円
		(2)8日以上14日以内の入院⇒3万円
		(3)4日以上7日以内の入院⇒2万円
感染症通院補償金	補償対象者が感染症を発症し、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ通院した場合は、通院した日数に応じて右に記載の金額を補償対象者に支払います。	通院期間4日以上 のとき⇒1万円

◎対象となる感染症：肺炎、新型コロナウイルス感染症※、肝炎（A型、B型、C型およびE型）、結核、HIV感染症（エイズ）、梅毒、皮膚感染症（疥癬、カンジタ症、白癬症、ヘルペスウイルス感染症、带状疱疹、紅色陰癬 など）、流行性角結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、細菌性およびウイルス性食中毒、MRSA、ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、パラチフス、ジフテリア、ポリオ、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものにかぎる。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものにかぎる。）、痘そう、黄熱、Q熱、狂犬病、特定鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）、マラリア、南米出血熱、急性灰白髄炎、腸管出血性大腸菌感染症

※新型コロナウイルス感染症に活動中に感染した場合は無症状でも感染症補償の対象となります。また、医師の指示に基づき自宅等で療養する場合は「入院」とみなして補償されます。活動中の感染か否かについては、新型コロナウイルスに感染したと想定される付近の日時に活動実態があるか、活動以外に感染要因となる事象（院内感染、クラスター等）がないか等確認させていただいたうえで、保険会社が判断します。

4. 事故が発生したら

事故が発生した場合は、応急措置など必要な初期対応を行ったうえで、南区移動情報センターに速やかに必ずご連絡ください。(直通TEL：045-250-5260)

○平日9時～17時（時間外・土日祝の場合、翌営業日早々に必ずご連絡ください）